

米国:エネルギー政策と税制 概要

EY税理士法人
2023年8月

1 エネルギー政策と税制

エネルギー政策と税制

税法によるエネルギー政策支援

- 米国における資源・エネルギーを取り巻くインセンティブは「サプライサイド支援」・「省エネ支援」に大別。
- 双方共、税務面では主に3タイプのインセンティブで構成される。
 - 費用控除(Deductions)
 - 税額控除(Credits)
 - 除外所得(Exclusions)

エネルギー政策関連税制の変遷

- 同じインセンティブでも時代背景でフォーカスは大きく異なる。

1970年代以前

- フォーカスはオイル・ガスの供給拡大
 - オイル・ガスは1970年のエネルギー源の70%を占める
 - 1916年IDCs(Intangible Drilling Costs)
 - 1926年Percentage Depletion Allowance(Revenueベース)

エネルギー政策と税制

1970年代

- 国家財政赤字悪化に伴い潤沢な恩典見直しの気運が高まると同時に、省エネ・代替エネルギー源にフォーカスシフト
 - IDCおよびPercentage Depletion Allowanceの恩典カット。
 - オイル・ガス消費に対するExcise Tax(懲罰課税)
 - Economic Stabilization Act of 1970
 - Energy Tax Act of 1978

1980年

- レーガン政権による規制緩和・自由市場経済志向
 - 慎意的な国の政策ではなく民間投資・自由市場経済メカニズムにフォーカス
 - オイル・ガスを含む政策的な税務上の恩典の削減。
- Economic Recovery Tax Act of 1981
- Tax Reform Act of 1986
 - 1986年に導入されたLow-Income Housing税額控除は、1960年代から存在するRehabilitation税額控除等と並び、税額控除を換金するための手法としてパートナーシップの活用が模索されていた。パートナーシップが認識する税額控除はパートナーに配賦可能な点を利用したストラクチャーだが、税額控除の配賦を受ける者が実質的にパートナーなのか単なる資金の貸し手なのでIRSと意見が割れることがあった。

エネルギー政策と税制

90年代から2000年代

- レーガン政権後は70年代の省エネ・代替エネルギー fosに回帰
- Revenue Provisions of the Omnibus Reconciliation Act of 1990
- Energy Policy Act of 1992
 - 風力およびバイオマスに1.5 cent per kilowatt-hourの「Production Tax Credit (PTC)」を規定。
 - 従来のITCは設備投資額に基づくため、不効率・生産性の低い施設での恩典がある点に対応。
 - 風力発電等に基づく電力の生産・販売を促進するため。

2008年から現在

- 2008年誕生のオバマ政権による代替エネルギー fos強化
 - 2009年の先端エネルギー製造投資税額控除(ITC)の導入
 - 2008年金融危機を受けてTax Equityマーケットが一時不調。ITCに代わるGrant制度を時限導入。
- トランプ政権下の2017年税制改正
 - 税率引き下げ、輸出促進、設備投資減税、等、代替エネルギー業界を含む全産業に恩典提供
- バイデン現政権
 - グリーンポリシーを前面に押し出したBuild Back Better Actの可決は失敗したものの2022年にInflation Reduction Act可決。
 - Inflation Reduction Actでは先端エネルギー製造投資税額控除(ITC)の拡張と先端製造生産比例税額控除(PTC)の創設

クレジット換金策

Tax Equity

2

Tax Equity Partnership背景

GBCの換金価値

- クレジットはクレジット適用前に法人税負担がないと原則換金価値がない。
 - 「課税所得」 \times 21% = 「クレジット前法人税」
 - (「クレジット前法人税」-「外国税額控除」) \times 75% が GBC 年間使用限度額
- 未使用 GBC は 20 年間の繰り越し可能。

パートナーシップ税制

- 米国税務上パートナーシップと区分される主体(法人課税選択しない LLC 含む)は主体としては課税対象ではないが、主体レベルで所得、控除、クレジット(GBC含む)をあたかも納税主体かのように税法に基づいて算定。
- 所得、控除、クレジットはパートナー間の合意に基づき各パートナーに配賦(Allocation)され、各パートナーは自らの課税ポジション(他の投資や事業に従事している場合)と合算の上、申告・納税。
 - 各パートナーが課税されるのは「Allocation」であり、現金等の分配(Distribution)ではない。清算分配以外の Distribution は原則課税イベントではない(例外はあるが適用は稀)
- 所得や控除は税法に基づき記録される 704(b) キャピタルアカウントを増減させ、一定の要件を満たす前提で、Allocation はパートナー間で自由に設定可能。
 - 例) 償却費用はパートナー A、キャピタルゲインはパートナー B、等。異なる課税年度に同じ Allocation 法を採択する必要もない。
- クレジットはキャピタルアカウントをヒットする損益ではないため Substantial Economic Effect を持ち得ず、GBC 配賦を利用した濫用を防ぐため、原則、GBC の基となる項目の配賦に準じる必要がある(PIP 配賦原則)
 - 例) ITC であれば資産簿価の配賦ベース。PTC であれば基となる売上等の配賦ベース。

Tax Equity Partnershipと今後の代替換金法

Tax Equity Structure

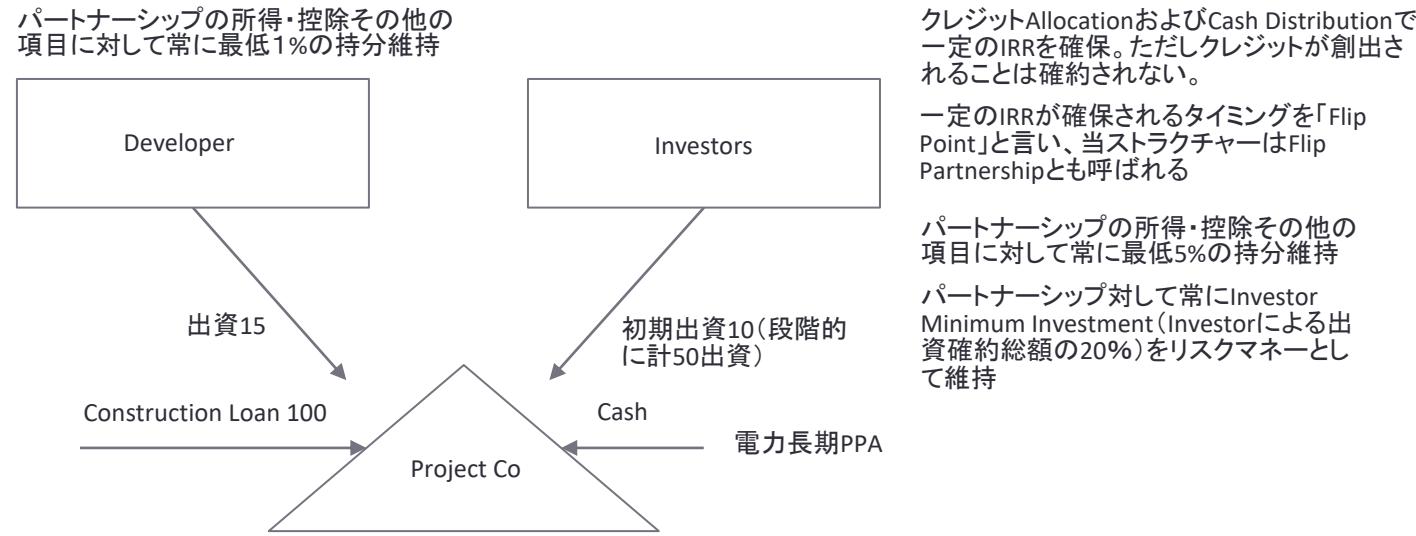
- クレジットを含む税務属性は納税者に紐付きなので原則、第三者に移管することは認められない。
 - 欠損金を他の納税者に譲渡できないのと同じ。
 - 従来から財務省・IRSは費用、損失、クレジットを第三者から取得する「Loss Trafficking」には強力な監視。
 - Loss Traffickingを防ぐ税法が多い。例、Sections 267, 269, 382, 383, 384, 1.1502-21 etc。
 - Inflation Reduction Actで導入された「Transferability」は真逆のポリシーで譲渡を助長。
- 先行投資が求められる事業のDeveloper/Operatorは加速度償却等の効果もあり、他に事業がある、大きな連結納税グループの一員である、等の条件がないと事業開始後に税負債がないことが多い。クレジットは先行投資のファイナンスに不向き。
- Tax Equityストラクチャーはこのような弊害を解消する手法として誕生・進化。
 - Sale and Lease-back, Partnership Flip, Lease passthrough Structureの3タイプが一般的。
- Tax Equityパートナーシップ(FLIPパートナーシップ)はパートナーシップ税制のAllocationを利用してクレジットを実質第三者に譲渡する。次の条件を満たす必要があり複雑な取引。
 - 実質ファイナンス取引に近いが、アレンジが税務上のパートナーシップと認められること。
 - ファイナンス取引と取り扱われるとレンダーにクレジットを配賦することはできない。
 - クレジット配賦を受けるEquityパートナーが税務上の「パートナー」に当たること。
 - クレジットの配賦がsection 704(b)に準拠していると認められること。
 - これらの点に多くの不確実性が残るため、Rulingをリクエストするプラクティスが定着していたが、IRSが(適用は限定的な)Safe Harbor規定を公表し確実性が向上。主に投資銀行がタックスメリットを享受する形で進化。

Tax Equity Partnershipと今後の代替換金法

Inflation Reduction Actで規定された他のGBC換金手法

- 一定のクレジットはElective Payと言う実質助成金同様に現金受給可能。
 - 具体的にはクレジットを予定納税と位置づけ、税額が少ない場合は差額を還付請求。
- 一定のクレジット(Elective Payより広範)は第三者に譲渡可能。
 - 複雑なストラクチャリングや検討を伴うTax Equityを利用する必要はなくなるが、Tax Equity Partnershipではクレジットばかりでなくボーナス償却、現金分配も含めて総合的にメリットをInvestorに提供していたが譲渡はクレジットのみ。

Tax Equity (Partnership flip)例 (IRSによるWindに対するSafe Harborベース)



	Cash	P/L + Credit	Cash	P/L + Credit	Note	
Period 1	100	1	0	99	4~6年を想定。Developerに出資額15を分配する期間。	
Period 2	0	1	100	99	4~6年を想定。InvestorsがターゲットIRRを達成 (=Flip Point) する期間。	
Period 3	95	95	5	5	残りの期間。PTCは10年間有効なため、10年経過後はDeveloperが持分買取権も持つ。	